

大阪市告示第1261号

次の金融機関の店舗について、指定取消しの決定をしたので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第168条第8項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の2第3項の規定に基づき告示する。

令和7年9月5日

大阪市長 横山英幸

金融機関名	店 舗 名	所 在 地	取 消 年 月 日
三十三銀行	阪南支店	〒640-8154 和歌山市六番丁25	令和7年 9月25日

（会計室会計管理担当）